

平成22年第2回
美唄市議会臨時会会議録
平成22年2月16日（火曜日）
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 会期決定の件
第3 諸般報告
第4 議長報告
第5 議案第2号 平成21年度美唄市一般会計補正予算(第10号)
第6 議案第3号 平成21年度美唄市下水道会計補正予算(第1号)

◎出席議員（16名）

議長	内馬場	克康	君
副議長	谷村	孝一	君
1番	吉岡	文子	君
2番	森川	明	君
3番	五十嵐	聡	君
4番	高田	正則	君
5番	高橋	幹夫	君
6番	阿部	義一	君
7番	長谷川	吉春	君
8番	米田	良克	君
9番	白木	優志	君
10番	小関	勝教	君
11番	土井	敏興	君
12番	本郷	幸治	君
13番	紫藤	政則	君
14番	林	国夫	君

◎出席説明員

市長	桜井	道夫	君
副市長	斎藤	正紀	君
総務部長	安田	昌彰	君
市民部長	岩本	良一	君
保健福祉部長兼福祉事務所長	中川	直紀	君
農政部長	林	信孝	君
都市整備部長	山口	隆慶	君
消防長	霜田	公法	君
総務部総務課長	大崎	聡	君
総務部総務課総務係長	村上	孝徳	君

教育委員会委員長	白戸	仁康	君
教育委員会教育長	板東	知文	君
教育委員会教育部長	前田	敏和	君

選挙管理委員会委員長	後藤	泰彦	君
事務局長	秋場	勝義	君

◎事務局職員出席者

事務局長	藤井	英昭	君
次長	中平	匡司	君

午前10時00分 開会

●議長内馬場克康君 ただいまより、本日もって招集されました、平成22年第2回美唄市議会臨時会を開会いたします。

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

3番 五十嵐聡議員、
4番 高田正則議員、
を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日より2月17日までの2日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって諸般報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって議長報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第5、議案第2号平成21年度美唄市一般会計補正予算(第10号)及び日程の第6、議案第3号平成21年度美唄市下水道会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長桜井道夫君(登壇) ただいま上程されました議案第2号平成21年度美唄市一般会計補正予算(第10号)について、提案理

由をご説明申し上げます。

本件は、第1条、歳入歳出予算、第2条、繰越明許費、第3条、債務負担行為について補正しようとするものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額にそれぞれ1億7,826万5,000円を増額補正し、補正後の予算総額を183億9,491万円にしようとするもので、補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援するため、国の平成21年度第2次補正予算に計上された、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、地域経済の活性化や公共施設の安全につながる事業として、総務費に庁舎整備事業に要する経費を、民生費に地域福祉会館整備事業、子育て支援センター管理事業及び保育施設整備事業に要する経費を、衛生費に最終処分場法面保護事業に要する経費を、農林費に農業用排水路整備事業に要する経費を、土木費に道路新設改良単独事業、橋梁維持管理事業、交通安全施設整備事業及び小規模公園施設等補修事業に要する経費を、消防費に消防庁舎改修事業に要する経費を、教育費に小学校大規模改修事業、中学校大規模改修事業、公民館市民会館整備事業、図書館整備事業及び放課後児童施設整備事業に要する経費を、それぞれ計上するものでございます。

また、国の補助制度を活用した福祉施設整備に対する補助として民生費に地域介護福祉空間整備等補助事業に要する経費を計上すると共に、子ども手当の支給に必要なシステム改修を行う子ども手当支給準備事業に要する経費を、同じく民生費に計上いたしました。

このほか、衛生費に指定管理者の不足分を追加支給するための最終処分場管理運営事業に要する経費を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金、地方交付税、繰越金をそれぞれ計上し、財源対応いたしました。

第2条、繰越明許費の補正につきましては、今回、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用して実施する16事業のほか、第4号補正予算で計上した持続的農業農村づくり促進特別対策事業について、年度内に道営経営体育成基盤整備事業が終了しないことから、繰越明許費を設定するものであります。

第3条、債務負担行為の補正につきましては、選挙管理システム整備費において、システム改修にかかる費用に追加が生じることから、今回債務負担行為限度額を増額補正しようとするものであります。

次に、議案第3号平成21年度美唄市下水道会計補正予算（第1号）であります。

本件は、債務負担行為について補正しようとするもので、国庫債務負担行為により国の景気対策関連事業として公共下水道事業費を追加し、限度額を3,800万円としようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第2号及び議案第3号の以上2件については大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより議案第2号及び議案第3号の以上2件について、一括大綱質疑を行います。

13番紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 ただいま提案理由の説明のありました一般会計の補正予算（第10号）、それから、下水道会計の補正の1号と、提案理由の説明ありましたが、私はこの一般会計の第10号補正に関しまして、大綱的に2項目にわたりまして質疑を行いたいと思います。

1つ目は、市長の執行責任の問題でございます。一般廃棄物の最終処分場の法面保護事業でございますが、私共の議会での議決は昨年の7月29日でありました。臨時議会でございますから、事業の執行に当たって緊急性があるという前提で出されたわけでございます。年明けましてから、1月の27、28日に開催されました議会で、この法面保護事業を財源対応の問題もあろうかと思うんですが、これを取りやめると、事業をやめるという提案がありまして、いろいろ議論ありましたが、原案どおり多数決で通ったという経過がございます。今回、復活をいたしまして、この議会に提案をされたわけでございます。執行計画が二転三転をしておりますし、あわせまして、予算額につきましても、1,000万でスタートしたものが工事費の予算額が1,900万ということで、9割増、こういう事態に至りまして、私は、人よりも議会に出るの、この議席の経験が多いわけでございますが、前代未聞でございますし、通常考えられる範囲を超えている提案のありようだと、そう申

し上げざるを得ないわけであります。予算の編成権、予算の提案権、そして、執行計画を立てて予算を執行するという、それらを専管する市長として、当然こうなった原因の究明というのはもちろんでありますけれども、責任の所在を明らかにする必要があるというふうに私は考えます。こういう事が二度と起きない、そういう対策をしっかりと講じると、あわせてしょうがないということで済む話ではないと思いますので、この辺、市長の所見を伺いたいと思います。これが第1点であります。

第2点は、債務負担行為に関してお尋ねをいたします。一般廃棄物の最終処分場の管理運営費、これは理由がおありでしょうが、運営費に、当初見ていたよりも大幅に運営費が足りないという補正内容でありますから、1,000万を超える補正でございますから、さて、債務負担行為の限度額は手直ししなくていいのかなと思って、見ますと、この限度額が設定されていない。今年度の当初予算の債務負担行為の調べでは、これは、すべての施設でございますが、29件の債務負担行為が設定をされまして、指定管理業務ということで、言わば債務を負担をする行為にあたって、債務負担行為としての予算議決を議会に求め、議決をした経過がございますが、なぜこの一般廃棄物最終処分場は、どこにもないのかですね。債務負担行為の予算議決を議会に求めるべきだと考えますが、そうしない理由と、その根拠、お尋ねをしたいと思います。

以上2点にわたりまして、市長ご答弁いただきたいと思います。

●議長内馬場克康君 副市長。

●副市長斎藤正紀君 大変恐縮でございますが、答弁準備のため30分程度お時間を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお取り計らい願います。

●議長内馬場克康君 ただいま紫藤議員の質疑に対し、理事者より答弁準備の申し出がありましたので、30分程度休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時45分開議

●議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの紫藤議員の質疑に対する理事者の答弁から入ります。

市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の大綱質疑にお答えします。

私の執行責任に関連して、この度の最終処分場法面保護事業についてであります。予算の計上や発注の積算など、一連の手續において適切さを欠いたことにより、適当な時期に事業が執行できない状況となり、この間に費用が増加する事態となったことにつきましては、私としては、まことに遺憾であり、重く受け止めているところであります。この事業は、市民生活に直結するものであり、ごみの適正処理を図る観点から、早期に事業を執行する必要があります。このたび地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用して、事業を実施することとして補正予算に盛り込んだところでございます。

私といたしましては、7月に開催した議会の御議論も十分踏まえ、庁議や朝会議などを

通じ、職員一人一人の自覚を高め、また、関係部局との連携を密にしながら、事務執行の適正化に向けて職員の指導に努めてきているところであり、今後とも適正な事務執行体制の早期確立に向けて、私が先頭に立ち、全力を挙げて取り組んでまいり所存であります。

次に、債務負担行為の設定についてですが、本市おきましては、平成18年4月から指定管理者制度を導入し、管理状況を踏まえ適切な管理業務を推進する観点から、指定期間を3年とし、一般的には後年度の経費負担が発生するため、原則債務負担行為を設定することとして、事務を取り進めてきているところであります。

平成19年4月に供用を開始した一般廃棄物最終処分場につきましては、その特殊性から、薬剤費や電気料などの将来に向けた管理経費の積算が難しいことなどから、他市の取り扱いなども参考にして、特例として債務負担行為を設定せず、単年度の協定の中で指定管理者に支払う委託料を定めているところであります。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 13番紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 お答えをいただきましたが、これでわかりましたということにはならないわけですし、また、お尋ねをしなきゃならないわけですが、市長の執行責任に関しましては、これは、1月の1億0,800万の土地の売り払い代が減収をしたと。大幅な歳入欠陥を生じた。その時も私はこのことについて市長の所見を伺ったわけですが、趣旨に関して表現の仕方はあるでしょうが、同じような内容のお話でございました。

繰り返し指摘をいたしませんけれども、物事にははじめが必要であります。そのことはなぜかという、長自らこのような自体、議会に対しても議会の提案の姿勢という問題もございまして、それから、この議場を通じて市民の皆さん方に姿勢を明らかにしてくと。こんなことから、私が申し上げることではないわけですが、自らこの問題のけじめをつけるということが必要だろうと思います。委員会で特別委員会の中で、なぜこういう事態になったのかという、その要因ですね、私どもは議会として、市民の皆さんに説明できるように、これは審査をしっかりとやらなきゃならないと思います。しかし、その審査に入る前に、長がこの問題をどれほど重く受けとめているのかという事が明確でなければ、個々の審査に入っても審査の仕方が異なると、私はそういう心配をする一人なんですけれども。自らの処しについてわかりやすい責任のとり方というのがあるんでないだろうかと。具体的にこうせ、ああせとは言いませんけれども、そういう重い内容がはらんでるのではないかと。900万円の損害を美唄市に与えたと言っても過言ではない内容でありますから、是非その辺、再度お考えを伺うものでございます。

債務負担行為の問題は、これを特殊な要素として見て、債務負担行為の設定を行わなかったということでございます。平成19年の4月に供用を開始をしておりますから、債務負担行為の設定をするとすれば、ぎりぎりで平成19年の3月の定例議会と、こういうことになるだろうかと思います。さかのぼった議論を今しても、せんないことなのかもしれませ

んが、清掃関係の管理業務というのは、この最終処分場だけでなく、し尿もありますし、それからリサイクルセンター等の業務もごさいます。私は、これが特殊要素だという理解に立ってるといふ事が理解ができないわけあります。初めてのことで幾らかかるかわからないので、その都度やりますという説明なんですけれども、債務の負担をする行為っていうのは、この29本、言わば実績があるものもごさいますし、それから実績もありつつも、新たな指定管理者が民間のノウハウなり専門知識を持って、そして、自由に言わば幅を持って、管理運営をしていくという趣旨からしても、これは、お任せをするという考え方でなきゃいけないわけでごさいますから、それはやってみた結果、さまざまな問題が出てくるわけです。しかし、協定を結んで、さて、これでいこうと締結に当たって、それからその前段、指定管理手続きに関する条例に基づいて、相手先やら、機関やら、それから業務の内容やらを決定するに当たって、どの時点が債務を負担する行為ということになるのか、これも判断あるろうかと思いますが、少なくとも3カ年指定管理期間を設けているわけありますから、他の施設とこの一般廃棄物の最終処分場が特殊の要素であると、こういうご答弁には私は理解をしがたいわけでごさいます。再度御答弁いただきたいと思ひます。

●議長内馬場克康君 副市長。

●副市長斎藤正紀君 重ねてのお願いで大変恐縮でごさいます。答弁準備のため1時間ほどお時間を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお取り計らい願ひます。

●議長内馬場克康君 ただいまの紫藤議員の質疑に対しまして、理事者より答弁準備の申し出がございました。午後1時まで休憩いたします。

午前10時53分休憩

正午12時59分開議

●議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議を開きます。

紫藤議員の質疑に対する理事者の答弁から入ります。

市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質疑にお答えします。最初に私の執行責任に関連してありますが、市民の信託にこたえ、まちづくりを担う市の最高責任者として、あらゆる手立てを講じて事務執行体制の早急な整備に取り組み、市民の信頼を得て、まちづくりを進めていけるよう努めていく決意であります。

今回の事態により、市議会はもとより市民の皆様にも御心配、御迷惑をおかけしたことを深く反省しており、今後、私の責任について明らかにしてまいりたいと考えております。

次に、債務負担行為についてであります。指定管理者の指定に当たり、後年度に渡って指定管理者に対し支出が伴う場合、債務負担行為を設定すべきものと考えており、市が指定管理者制度を取り入れている施設のうち、おおむね3年間の管理経費の積算が可能なものについては、基本協定の中で3年間の費用について年度ごとに指定管理費を定めているところであります。債務負担行為は、将来にわたる負担の期間と限度額を定めるものであ

り、年度を越えての債務負担行為の補正ができないこととされております。

一般廃棄物最終処分場につきましては、新たに整備された施設であり、3年間の管理経費を見込むことが難しい状況にあったことから、単年度協定により委託料を定める取り扱いとし、毎年指定管理費を予算計上してきたところであります。

本市においては、平成18年度から指定管理者制度を導入したところであり、今後、指定管理者制度の運用の状況などを十分踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 13番紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 ご答弁に関しましては、これ以上内容が詰まらないと言いますか。改めて私の感想を申し上げて、御答弁は結構ですが、ひとつ今後の事務執行に供していただければありがたいと、そんな立場で発言をさせていただきたいと思っております。

長の執行責任に関しまして、今後、具体的に明らかにしていくということでございますから、その答弁を了としたいと思います。

今の美唄市の現場職員の勤務の状況というのがどうなってるか、私もつぶさにわかりませんが、非常に少数の配置の中で職員は頑張ってる状況があらうかと思っております。本来やるべき事ができない状況にあるかもしれない。是非こういった事態を契機にいたしまして、現場の実態等をしっかり把握をいただいて、そして、目を輝かせて、市民のために仕事ができる、そういう結束した庁内の職員体制の構築に向けて、是非、指導性を発揮をしていただきたいと思います。悩みを共有して、喜び

もまた共にしていくと、こういうあり方を、是非、市長として構築していただくようお願いを申し上げたいと思っております。

債務負担行為の関係につきましては、債務負担行為のルールというのは、御案内のとおり地方自治法に定められておりますが、具体的にどういう場合に債務負担行為を行うのかと、単年度予算の例外として債務負担行為の予算を議会に提案をしてくるのかと、このことについては、具体的に細部にわたるルールというのが確立されてないのが実態でございます。その際、何に基づくかと言いますと、前回のときに債務負担の問題についても御議論申し上げましたが、本来、債務負担行為って一体何なのかと、この辺の本来の趣旨についてしっかりと理解をした上で、仕事に反映をしていくと、このことが必要でないかというふうに思います。先程の職員のこれからの仕事に対する姿勢ということとも共通いたしますが、新しい政権下でニセコの逢坂さんが国会議員として新しい地方自治づくりに、制度づくりに今汗をかいております。義務付け、枠付けの廃止を含めて、地方がどう具体的に知恵を出していくかということが試される、そういう地方自治制度にさらに推進をされていくという理解に立っております。その意味からしましても、改めて指定管理者制度の趣旨とそれから債務負担行為とは一体何ぞやと。この辺のところ研究をされて、美唄の1つのあるべき仕組みと言いますか、こういうものを構築する、これも是非きっかけにさせていただきたいと、こういうことを御要望申し上げます。発言を終わりたいと思っております。

ご答弁は結構でございます。

●議長内馬場克康君 これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第2号及び議案第3号の以上2件については、15人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

吉岡文子議員、森川明議員、
五十嵐聡議員、高田正則議員、
高橋幹夫議員、阿部義一議員、

長谷川吉春議員、米田良克議員、
白木優志議員、小関勝教議員、
土井敏興議員、本郷幸治議員、
紫藤政則議員、林国夫議員、
谷村孝一議員、

の以上15人の議員を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●内馬場克康君 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 1 時 0 5 分 散会